

四日市市告示第 416 号

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年6月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付規則（令和元年四日市市規則第42号。以下「規則」という。）の規定に基づいて風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診に要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金額)

第2条 規則第3条に規定する補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する必要書類は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は交付すべき補助金の額を確定したときは、規則に定める四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付決定通知書に領収書の原本を添えて、申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日以後の受診に係る受診費用について適用する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

事業内容	金 額
風しん抗体検査	実際に要した受診費用の額と国の定める委託料の金額とのいずれか低い金額
麻疹風しん混合ワクチン予防接種	接種費用の額と受診年度の予防接種の委託料（単価）の金額とのいずれか低い金額

別表2

事業内容	必要書類
風しん抗体検査	領収書の原本、風しん抗体検査結果のコピー

	(受診結果が記載され、医師の署名及び押印のあるもの)、その他市長が必要と認めた書類
麻しん風しん混合ワクチン予防接種	領収書の原本(該当するワクチン名の記入のあるもの)、風しん抗体検査結果のコピー(受診結果が記載され、医師の署名及び押印のあるもの)、その他市長が必要と認めた書類

(健康福祉部健康づくり課)